

幼稚園施設整備指針改訂（H28.3） 新旧対照表

凡例： 下線部分 は改訂部分を示す

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備 考
<p>はじめに</p> <p>「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p><u>これまでの「幼稚園施設整備指針」は、平成5年に策定し、その後、幼稚園教育要領の改訂や幼児教育振興プログラムの策定等に対応するため、平成14年3月に全面的に改正している。また、平成15年8月には、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する規定を見直している。平成19年7月の改正では、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方を示し、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述を充実させ、平成21年3月の改正では、学校施設を巡る事故が後を絶たない状況を踏まえ、事故防止対策に関する記述を充実させている。</u></p> <p><u>さらに、平成22年の改正では、幼稚園教育要領の改訂、社会状況の変化への対応を踏まえ、多様な生活体験が可能となる環境の整備に関する記述や、幼児教育のセンターとしての役割、体力向上のための空間等について記述を充実させている。</u></p> <p><u>今般の改正では、東日本大震災において顕在化した課題や、学校施設に係る新たな課題に対応するため、「学校</u></p>	<p>はじめに</p> <p>「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p>「幼稚園施設整備指針」<u>については、平成5年に作成し、その後、幼稚園教育要領の改訂や幼児教育振興プログラムの策定等に対応するため、平成14年3月に全面的に改訂している。</u></p> <p>また、平成15年8月には、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する<u>記述を追加している。さらに、平成19年7月には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実しており、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実している。</u></p> <p><u>最近では、多様な生活体験が可能となる環境の整備や、特別支援教育の推進への配慮への対応など幼稚園教育要領の改訂や社会状況の変化に対応するため、平成22年2月に全面的に改訂している。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実している。</u></p>	

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における審議を経て、学校施設の津波対策の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実させている。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「幼稚園施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、幼児の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 幼稚園施設整備の基本的方針 (略)</p> <p>第2節 幼稚園施設整備の課題への対応</p> <p>第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備 (略)</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1～3 (略)</p> <p>4 安全・防犯への対応</p> <p>(1) 幼児の安全確保を図るため、幼稚園内にある<u>すべて</u>の施設・設備について、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。</p>	<p>今般の改訂(平成28年3月)では、学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実している。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「幼稚園施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、幼児の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 幼稚園施設整備の基本的方針 (略)</p> <p>第2節 幼稚園施設整備の課題への対応</p> <p>第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備 (略)</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1～3 (略)</p> <p>4 安全・防犯への対応</p> <p>(1) 幼児の安全確保を図るため、幼稚園内にある<u>全ての</u>施設・設備について、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。</p>	<p>【用語の整理】 ・「すべて」→「全て」に修正</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい<u>幼稚園施設づくり</u>を推進することが重要である。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>5 ～7 (略)</p> <p>第3 家庭や地域と連携した施設整備</p> <p>1 幼稚園・家庭・地域の連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>専門的知識・技術を持つ社会人をはじめ、地域の様々な人材を受け入れ、教育活動への地域の活力の導入・活用を促すための諸室</u>についても計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>4 幼稚園開放のための<u>施設・環境</u> (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 複合化への対応</p> <p>(1) 幼稚園と保育所、小学校、社会教育施設、<u>高齢者福祉施設等</u>との複合化について計画する場合は、幼稚園における幼児の教育と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による教育環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。</p> <p>(2) 多様な利用者を考慮し、<u>防犯対策等の安全管理</u>、バ</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい<u>施設づくり</u>を推進することが重要である。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>5 ～7 (略)</p> <p>第3 家庭や地域と連携した施設整備</p> <p>1 幼稚園・家庭・地域の連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保護者、地域住民等が幼稚園の運営や様々な教育活動を支援する取組(コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等)など、学校と地域の連携・協働のための諸室</u>についても計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>4 幼稚園開放のための<u>施設環境</u> (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 複合化への対応</p> <p>(1) 幼稚園と保育所、小学校、<u>公共施設等(社会教育施設社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)</u>との複合化について計画する場合は、幼稚園における幼児の教育と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による教育環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。<u>また、園児と児童や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。</u></p> <p>(2) <u>地域の避難所等としての機能を計画する場合は、幼</u></p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「幼稚園施設づくり」→「施設づくり」に修正</p> <p>【複合化】</p> <p>・学校と地域の連携・協働に関する計画について記載を充実</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「施設・環境」→「施設環境」に修正。</p> <p>【複合化】</p> <p>・用語の整理</p> <p>・幼児と高齢者など多様な世代との交流について記載</p> <p>【複合化】</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>アフリーに配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な視点からの計画の策定</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 多様な教育活動の実施, 安全性への配慮, 環境負荷の低減, 地域との連携を考慮するとともに, 当該地域の幼児数や保育ニーズの将来動向, 幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ, 総合的かつ長期的な視点から施設の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 増築, 改築, 改修等の場合においても, 幼稚園施設整備の基本方針, 新たな課題への対応を踏まえ, 総合的かつ中・長期的な視点から計画し, これに基づき, 計画的に実施することが重要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的な整備の実施</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い, 将来の</p>	<p>稚園における幼児の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また, 多様な利用者を考慮し, ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに, 景観や町並みにも配慮することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) より効果的・効率的な施設整備の手法として, 公民連携による整備手法等を検討することも有効である。</p> <p>第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な視点の必要性</p> <p>(1) 学校施設整備の諸課題に対応するため, 中・長期的に目指すべき学校施設像を示し, その上で域内の学校施設の実態を把握し, 地域における学校施設の役割等も考慮した上で, 中・長期的な学校施設整備方針・計画(長寿命化計画等)を策定することが重要である。</p> <p>(2) 多様な教育活動の実施, 安全性への配慮, 環境負荷の低減, 地域との連携を考慮するとともに, 域内の幼児数や保育ニーズの将来動向, 幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ, 総合的かつ長期的な視点から施設の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 増築, 改築, 改修等の場合においても, 中・長期的な幼稚園施設整備方針・計画, 新たな課題への対応を踏まえ, 計画的に実施することが重要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的な整備の実施</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設の状態, 教育内容・教育方法への適</p>	<p>・学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策について記載</p> <p>【複合化】</p> <p>・効果的・効率的な施設整備について記載</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「計画」を「視点」に修正</p> <p>【複合化・長寿命化】</p> <p>・域内の長寿命化計画を含む中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定の必要性について記載</p> <p>※現行の(2)及び(4)については、(1)の域内の全体計画に関する記載に対して、個別計画であることを明確化するための修正。</p> <p>【長寿命化】</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 特色ある教育内容や指導方法等を反映し、地域と連携した幼稚園運営が行われるよう、企画の段階から教職員・保護者・地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換を行うことが重要である。</p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼稚園と地域社会の連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等と複合化し、教育環境を高機能化・多機能化させることも有効である。その際、幼稚園における教育と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。</p> <p>7 (略)</p>	<p>応状況等に係る評価を定期的に行い、将来の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 特色ある教育内容や指導方法等を反映し、地域と連携した幼稚園運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼稚園と地域社会の連携を深めていく上で、公共施設等と複合化し、教育環境を高機能化・多機能化させることも有効である。その際、幼稚園における教育と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。</p> <p>7 (略)</p>	<p>・既存学校施設の有効活用について記載を充実</p> <p>【複合化】</p> <p>・関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載を充実</p> <p>※現行の文中4行目「また、」以降は(2)において記載。</p> <p>【複合化】</p> <p>・企画の段階から、学校施設の運営方法等を検討しておくことについて記載</p> <p>【複合化】</p> <p>・用語の整理</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第2章 施設計画</p> <p>第1節 園地計画 第1 園地環境 (略) 第2 通園環境 (略)</p> <p>第2節 配置計画 第1 園地利用 (略) 第2 配置構成 (1)～(8) (略) (9) 幼稚園と保育所, 小学校, <u>社会教育施設, 高齢者福祉施設等</u>との複合化を計画する場合は, 双方の交流が円滑かつ効果的に展開できるよう利用動線や交流の場について考慮し, 建物位置を計画することが重要である。 (10)・(11) (略) <u>(新規)</u></p> <p>第3章 園舎計画 (略)</p>	<p>第2章 施設計画</p> <p>第1節 園地計画 第1 園地環境 (略) 第2 通園環境 (略)</p> <p>第2節 配置計画 第1 園地利用 (略) 第2 配置構成 (1)～(8) (略) (9) 幼稚園と保育所, 小学校, <u>公共施設等</u>との複合化を計画する場合は, 双方の交流が円滑かつ効果的に展開できるよう利用動線や交流の場について考慮し, 建物位置を計画することが重要である。 (10)・(11) (略) <u>(12) 公共施設等との複合化について計画する場合には, それぞれの施設の活動が支障なく行われ, かつ, 施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう, その敷地条件, 施設種類, 施設規模, 利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。</u></p> <p>第3章 園舎計画 (略)</p>	<p>【複合化】 ・用語の整理</p> <p>【複合化】 ・公共施設等との複合化の配置計画について記載</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第4章 園庭計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育環境の向上</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 環境を考慮した<u>取り組み</u>として、太陽光を利用したモニュメント、風力発電装置等を設置することは、環境教育を踏まえた活用という観点からも望ましい。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 運動スペース (略)</p> <p>第3 遊具 (略)</p> <p>第4 砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設 (略)</p> <p>第5 緑化スペース (略)</p> <p>第6 門、囲障等 (略)</p> <p>第5章 詳細設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 快適性に配慮した設計</p>	<p>第4章 園庭計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育環境の向上</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 環境を考慮した<u>取組</u>として、太陽光を利用したモニュメント、風力発電装置等を設置することは、環境教育を踏まえた活用という観点からも望ましい。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 運動スペース (略)</p> <p>第3 遊具 (略)</p> <p>第4 砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設 (略)</p> <p>第5 緑化スペース (略)</p> <p>第6 門、囲障等 (略)</p> <p>第5章 詳細設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 快適性に配慮した設計</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「取り組み」→「取組」に修正</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 柔らかで温かみのある教育環境づくりを行うことが重要である。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ (略)</p> <p>第3 開口部 (略)</p> <p>第4 外部仕上げ (略)</p> <p>第5 家具・遊具 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p> <p>第6章 構造設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 柔らかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ (略)</p> <p>第3 開口部 (略)</p> <p>第4 外部仕上げ (略)</p> <p>第5 家具・遊具 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p> <p>第6章 構造設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎</p>	<p>【木材利用】</p> <p>・JIS A 3301「木造校舎の構造設計標準」の全面改正(平成27年3月)を受け、木材の性能・効果等を踏まえ、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することについて記載</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>(略)</p> <p>第5 その他</p> <p>(略)</p> <p>第7章 設備設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>第2 照明設備</p> <p>(略)</p> <p>第3 電力設備</p> <p>(略)</p> <p>第4 情報通信設備</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情報系設備</p> <p>(1) 電話、<u>インターフォン</u>、コンピュータ、インターネット等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(2) 各保育室や管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、電話、<u>インターフォン</u>等の通信設備を設けることが望ましい。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5 給排水設備</p> <p>(略)</p> <p>第6 空気調和設備</p>	<p>(略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>(略)</p> <p>第5 その他</p> <p>(略)</p> <p>第7章 設備設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>第2 照明設備</p> <p>(略)</p> <p>第3 電力設備</p> <p>(略)</p> <p>第4 情報通信設備</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情報系設備</p> <p>(1) 電話、<u>インターホン</u>、コンピュータ、インターネット等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(2) 各保育室や管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、電話、<u>インターホン</u>等の通信設備を設けることが望ましい。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5 給排水設備</p> <p>(略)</p> <p>第6 空気調和設備</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>「インターフォン」→「インターホン」に修正</p> <p>【用語の整理】</p> <p>同上</p>

幼稚園施設整備指針(改訂前)	幼稚園施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(略) 第7 防災等設備 (略)</p> <p>第8章 防犯計画 第1 基本的事項 (略) 第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略) 第3 建物の防犯対策 (略) 第4 防犯監視システムの導入 (略) 第5 通報システムの導入 1 (略) 2 連絡システム (1)・(2) (略) (3) 緊急事態発生時の幼稚園内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打ち合わせ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。 (4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>(略) 第7 防災等設備 (略)</p> <p>第8章 防犯計画 第1 基本的事項 (略) 第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略) 第3 建物の防犯対策 (略) 第4 防犯監視システムの導入 (略) 第5 通報システムの導入 1 (略) 2 連絡システム (1)・(2) (略) (3) 緊急事態発生時の幼稚園内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打合せ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>【用語の整理】 ・「打ち合せ」を「打合せ」に修正</p>